

# ○一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会退職互助事業規則

(昭和49年 6月21日制定)

改正	昭和50年 3月14日	平成元年 3月 7日	平成10年 2月25日	平成25年 5月29日
	昭和53年 3月 7日	平成 3年 3月13日	平成12年 5月25日	平成26年 1月16日
	昭和56年 6月15日	平成 4年 2月25日	平成13年 2月26日	平成27年 2月 9日
	昭和58年 2月24日	平成 4年 6月 2日	平成14年 5月28日	平成28年 5月24日
	昭和60年 6月20日	平成 5年 3月 3日	平成15年 5月29日	平成29年 3月 3日
	昭和61年 3月 6日	平成 6年 2月28日	平成21年 3月 3日	令和 5年 2月 6日
	昭和61年 6月24日	平成 6年 5月19日	平成23年 6月 3日	令和 6年 2月 9日
	昭和62年 3月11日	平成 8年 5月27日	平成25年 2月27日	令和 7年 2月21日

## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会運営規則（以下「運営規則」という。）第3条に規定する退職互助事業について必要な事項を定めるものとする。

(事業の適用を受ける者)

第2条 退職互助事業の適用を受ける者は、次の各号の一に該当する者で第5条の規定により理事長の承認を受けた者（以下「退職会員」という。）とする。

(1) 退職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4の規定による条例の適用を受ける再任用職員等の退職を除く。以下同じ。）の日まで引き続き1年以上会員であった者（運営規則第5条第5項の規定による会員資格停止中の者を含む。）で50歳に達した後に退職した者

(2) 前号に掲げる者の配偶者で50歳以上の者

(3) 退職の日まで引き続き1年以上会員であった者で50歳に達した後、死亡により退職した者の配偶者で、50歳以上の者

(用語の意義)

第3条 この規則で「遺族」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 退職会員であった者の配偶者（届出をしていないが、退職会員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 退職会員であった者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾祖父母、曾孫、伯（叔）父母及び甥姪

(3) 前号に掲げる者のほか、退職会員であった者の死亡当時同居し、生計を共にしていた親族又はその他の者

(4) 削除

(5) 削除

(事業の種類)

第4条 この退職互助事業の種類は、次のとおりとする。

(1) 医療費補助金の給付

(2) 退会給付金の給付

(3) 長寿記念品の贈呈

(4) 福祉施設利用補助金の給付

(5) 人間ドック利用補助金の給付

(6) その他福祉厚生に関すること

第2章 退職会員

(退職会員の資格の取得)

第5条 退職会員の資格を取得しようとする者は、退職の日の翌日以後最初の2月末日までに、別記第1号様式による一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会退職互助事業加入申込書（以下「加入申込書」という。）を理事長に提出して承認を受けなければならない。ただし、令和6年4月1日以降の退職者は、資格を取得できないものとする。

なお、第2条第2号の規定に該当する者が退職会員の資格を取得しようとするときは、現職会員と同時に加入しなければならない。

2 前項の規定により承認を受けた者の会員資格の取得日は次の区分による。

(1) 退職後1月以内に加入申込書を理事長に提出した者は、退職の日の翌日とする。

(2) 退職後1月を超え最初の2月末日までに加入申込書を理事長に提出した者は、理事長に提出した日の属する月の翌月1日とする。

3 退職会員が死亡した場合において、50歳に達したその者の配偶者が退職会員の資格を取得しようとするときは、当該退職会員の死亡後最初の2月末日までに加入申込書を理事長に提出して承認を受けなければならない。

4 第2条第3号の規定に該当する者が、退職会員の資格を取得しようとするときは、現職会員であった者の死亡後最初の2月末日までに加入申込書を理事長に提出して承認を受けなければならない。

5 前2項の規定により承認を受けた者の退職会員の資格の取得については、第2項の規定を準用する。

第5条の2 別記様式第7号による退職会員変更届の提出がなされず所在不明となった退職会員は、理事会の承認を得て、退職会員の資格を停止する。

ただし、資格停止中に所在が判明した場合、遡って資格停止を解除する。

(会員証)

第6条 理事長は、前条の規定により退職互助事業の適用を承認した者に、別記第2号様式による退職互助事業会員証（以下「会員証」という。）を交付する。

2 退職会員は会員証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 退職会員がその資格を喪失したときは、退職会員又は遺族は、遅滞なく、会員証を理事長に返還しなければならない。

(退職会員の資格の喪失)

第7条 退職会員は、次の事由により資格を喪失する。

(1) 死亡したとき。

(2) 自ら退会しようと退会届を理事長に提出したとき。

2 理事長は、退職会員が次の各号の一に該当するとき、理事会の承認を得て退職会員の資格を喪失させることができる。

(1) 退職会員としての義務に違反したとき。

(2) 退職互助事業に損害を与えたとき。

(3) 第5条の2により資格を停止し、20年経過したとき。

3 退職会員の資格喪失日は、次の各号の一に該当する日とする。

(1) 第1項第1号に規定する者 死亡日の翌日

(2) 第1項第2号に規定する者 退会届を受理した月の翌月の1日

(3) 第2項に規定する者 理事会が承認した日の翌日

4 第1項第2号により自ら退会した会員は、再び互助会に加入することができない。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りではない。

### 第3章 給付

(給付の請求手続)

第8条 この規則による給付は会員又はその遺族の請求によって行う。ただし、第12条の規定に該当する場合は、請求を要しないものとする。

2 この規則による給付を受けようとする者は、所定の様式による請求書に必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。

(医療費補助金)

第9条 退職会員が病気にかかり又は負傷し保険医療機関から療養を受けたときは、その療養に要した費用につき医療費補助金を支給する。

2 医療費補助金の額は、次の区分により算定した額とする。

(1) 70歳未満の退職会員は自己負担合計額の5割(円未満の端数切り捨て)を支給するものとし、事業年度内の給付上限額は120,000円とする。

(2) 70歳以上の退職会員は自己負担合計額500円ごとに100円を支給するものとし、事業年度内の給付上限額を38,000円とする。

3 前項に規定する医療費補助金は第三者の行為によってその事由が生じた場合には、特に理事長が認めるもののほか支給しないものとする。

4 医療費補助金の支給を受けようとする者は、別記様式第3号による医療費補助金請求書を理事長に提出しなければならない。

(医療費補助金の停止)

第10条 医療費補助金を受ける権利を有する者が55歳未満である間、医療費補助金の支給を行わない。

(退会給付金)

第11条 退職会員が第7条第1項第1号又は第2号の規定により資格を喪失し、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる金額を退会給付金として支給する。なお、事業廃止の場合にも同様に支給する。

(1) 満55歳以上の会員の資格喪失 10,000円

(2) 満55歳未満の会員の資格喪失 50,000円

2 第7条第1項第1号の規定する退会給付金の支給を受けようとする者は、別記様式第4号による退会給付金請求書(死亡届)を、第7条第1項第2号に規定する退会給付金の支給を受けようとする者は、別記様式第4号の2による退会給付金請求書(自主退会届)を理事長に提出しなければならない。ただし、事業廃止の場合は、この限りではない。

(長寿記念品の贈呈)

第12条 退職会員が次の各号の一に該当したときは、長寿記念品を贈呈する。

(1) 喜寿の祝(77歳)

(2) 米寿の祝(88歳)

(3) 白寿の祝(99歳)

第13条 削除

(福祉施設利用補助金)

第14条 退職会員が互助会の指定する福祉施設を利用したときは、1泊1,000円以上

の支払につき1,000円の福祉施設利用補助金を支給する。なお、同施設を利用する時は、連続2泊を限度とする。

2 福祉施設利用補助金の支給を受けようとする者は、別記様式第6号による福祉施設利用補助金請求書を理事長に提出しなければならない。

(人間ドック利用補助金)

第14条の2 退職会員が人間ドックで検診を受けたときは、人間ドック利用補助金として10,000円を限度に支給する。ただし、事業年度内に1回とする。

2 人間ドック利用補助金の支給を受けようとする者は、別記様式第8号による人間ドック利用補助金請求書を理事長に提出しなければならない。

## 第4章 会計

(財源)

第15条 退職互助事業に要する財源は、次の収入をもって充てるものとする。

会費

繰入金

その他の収入

(会費)

第16条 退職会員の資格を取得しようとする者は、次に定める期限内に、別表第1に定める会費を互助会に納入しなければならない。

(1) 第5条第2項第1号に定める者は、その資格を取得した日以後3月以内とする。

(2) 第5条第2項第2号に定める者は、加入申込書の提出日とする。

2 第5条第2項第1号に定める者の会費はその者が退職した際、退職慰労金を会費に充当できるものとする。ただし、過不足が生じた場合は調整する。

(会費の不還付)

第17条 納入した会費は原則として還付請求できないものとする。

(会計の区分)

第18条 この会計は、他の会計と区分し、退職互助事業会計として行うものとする。

(財政調整)

第19条 退職互助事業の健全な運営を図るため、財政については毎年度検討し、必要があるときは、将来にわたる財政調整を行うものとする。

## 第5章 機関

(参与会)

第20条 退職互助事業の円滑な運営を図るため理事会の諮問機関として参与会を設け、必要に応じて理事長がこれを招集する。

2 参与は、理事長が退職会員の中から若干名委嘱する。

3 参与の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

## 第6章 補則

(退職会員の変更届)

第21条 退職会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、退職会員は遅滞なく別記様式第7号による退職会員変更届を理事長に提出しなければならない。

(1) 住所を変更したとき。

(2) 氏名を変更したとき。

(3) その他届出事項に変更があったとき。

(給付の制限)

第22条 給付について、次の各号の一に該当するときは、その一部又は全部を給付しないことができる。

(1) 給付の理由に虚偽があったとき。

(2) 請求又は受領に関して不正の事実があったとき。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第23条 退職会員であった者が死亡したときにおいて、その者が支給を受けることができた給付で、その支給を受けなかったものがあるときは、第3条に規定するその者の遺族(退会給付金請求者)に支給する。

(給付を受けるべき遺族の順位)

第24条 削除

(権利の消滅)

第25条 給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から3年をもって消滅する。

(事業廃止のときの措置)

第26条 退職互助事業を廃止しようとするときは、給付済額が納入した会費を下回る退職会員へ、納入した会費を上限に残余財産を公平に払い戻すものとする。

2 前項を払い戻しても残余財産が存在する場合は、其他会計の会費・給付事業へ振替えるものとする。

(細則の制定)

第27条 この規則の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和49年 6月21日から施行し、昭和49年 4月 1日から適用する。

2 昭和49年 3月31日現在引き続いて1年以上会員であった者が50歳以上で退職しているときは、第5条の規定にかかわらずこの規則の施行日から1月以内に加入申込書を提出することができる。

附 則

この規則は、昭和50年 3月14日から施行し、昭和50年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和51年 3月 2日から施行し、昭和51年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和53年 3月 7日から施行し、昭和53年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和56年 7月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和58年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年 3月 8日から施行する。

附 則

この規則は、平成 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 7年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 9年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年 5月25日から施行し、平成12年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年 2月26日から施行し、平成13年 1月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年 5月28日から施行し、第 2 条第 1 号の規定は平成14年 4月 1日から、第 8 条第 3 項の規定は平成14年10月 1日から適用する。

附 則

この規則の、一部改正は、平成15年 5月29日から施行し、平成16年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則の、一部改正は、平成23年 6月 3日から施行し、平成23年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年 5月30日から施行し、平成25年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6年 2月 9日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7年 2月21日から施行する。ただし、第9条の規定は令和 7年 4月 1日から適用する。